

平成 29 年度 第 4 回新潟市福祉有償運送運営協議会

日時：平成 30 年 2 月 6 日（火）午前 10 時 30 分～

会場：新潟市役所 第 3 委員会室

（司 会）

ただいまから平成 29 年度第 4 回新潟市福祉有償運送運営協議会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます、新潟市福祉総務課の大谷と申します。どうぞよろしくお願いたします。

はじめに、事務局から一言申し上げます。

（福祉総務課長）

皆さん、おはようございます。新潟市福祉総務課長の板垣と申します。本日は、委員の皆さま、各事業所の皆さま、お忙しいところ、またお足元の悪い中、本協議会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。本日の協議会でございますけれども、3つの議事を用意させていただいております。1点目がE A R Uパートナーズより申請が出ております新規登録につきまして。それから2点目が、とよさか福祉会の更新登録につきまして。それから3番目でございますが、福祉有償運送の対価に係る協議のあり方についてということで、私どものほうで対価に係る協議のあり方、各政令市のやり方について調べさせていただきましたのでその結果報告と、福祉有償運送に係る経費の積算方法ということで、試算方法の例を作成させていただきましたので、それにつきましても、ご説明させていただいて、皆さまからご審議いただければと考えておりますので、どうぞ本日もよろしくご審議のほどお願いいたします。

（司 会）

本日は、佐野会長、岩森委員、福島委員から欠席のご連絡をいただいております。新潟市福祉有償運送運営協議会規則第6条第2項に定めた委員の11名のうち、鈴木委員が10分ほど遅れて来られるということで、現在は7名いらっしゃっていますが、委員の過半数が出席いただいておりますので、この会議が成立していることをご報告いたします。

本日は、佐野会長が体調不良により急遽ご欠席となりましたので、規則第5条3項により、副会長である藤瀬委員より職務を代理させていただきます。

それでは、藤瀬副会長、議事進行をお願いいたします。

（副会長）

それでは会長に代わりまして、議事進行をさせていただきます。

まず議事の1つ目です。福祉有償運送の新規登録申請についてです。今回は、一般社団法人EARUパートナーズから、新規登録の協議依頼がありました。新規登録について協議するにあたり、先日の小委員会の概要も合わせて事務局から説明をしていただきたいと思います。

団体の方へは、質疑の中でも必要に応じて発言を求めさせていただきますので、ご承知おき願います。

では、事務局から内容の説明をお願いいたします。

(事務局)

<「一般社団法人EARUパートナーズ」の新規登録申請について、資料に基づき説明>

また、対価については、利用会員の負担を考慮し他団体の対価を参考に決められたとのことであり、他団体の対価とほぼ同水準となっています。なお、1月22日に実施した小委員会では、この対価について「安すぎるのではないか」との意見が出ましたが、事業所としましては、「まだ事業の全容が見えておらず、今後利用者数にも変動があることから、まずは他事業所を参考に金額を設定し、事業を進める中で利用者の状況を見ながら検討をする。」とのことです。

なお、協議1(参考)につきまして、事前にお送りした資料から変更したものがありますので、確認をお願いします。まず30ページの真ん中をご覧ください。新潟運輸支局の竹村委員から、事前にご指摘をいただきまして、利用会員の説明を修正しています。

続きまして、32から38ページの保険証書についてですが、事前送付資料では見積書だったものを、契約明細書の写しに差し替えています。説明は以上です。

(副会長)

ありがとうございました。それでは、ただいま説明がありましたが、何かこの件に関しましてご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

EARUパートナーズの申請につきまして、特に問題、ご意見等ないようですので、これで、協議が調ったものと思いたいと思います。よろしいでしょうか。

<異議なし>

ありがとうございます。

それでは、協議が調いましたので、団体は県への申請準備をお願いしたいと思います。

続きまして、議事(2)福祉有償運送の更新登録申請に移ります。社会福祉法人とよさか

福祉会から、更新登録についての協議依頼がありました。引き続き、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

<「社会福祉法人とよさか福祉会」の更新登録申請について、資料に基づき説明>

なお、協議2（参考）につきまして、こちらも事前にお送りした資料から変更した部分がありますので、確認をお願いします。46 ページをご覧ください。使用車両一覧の2台目について、1月末に車両を入れ替えたとのことですので、新しいものに修正しています。それに伴いまして、50 ページの車検証と 57 ページの保険証書も新しいものに差し替えました。

また、とよさか福祉会につきましては、運送の区域が阿賀野市、新発田市にもまたがっていきまして、こちらの協議はこれからとのこと。県へは、3市で協議が終わり次第、ほかの2市の内容を追加した書類を提出予定です。説明は以上です。

(副会長)

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたけれども、この件につきまして何か意見等ございますでしょうか。こちらも、特にご意見ないということによろしいでしょうか。

とよさか福祉会の申請内容についても意見が取りまとめられたと思います。特に、問題のご指摘等もありませんでしたので、これで協議が調ったものと思いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

<異議なし>

ありがとうございます。

それでは、この件に関しましても協議が調いましたので、団体は県への申請準備をお願いしたいと思います。

次に議事3に移ります。議事（3）対価に係る協議のあり方についてです。前回の協議会および1月22日に実施しました小委員会でも話題にあがりまして、対価の協議のあり方について話し合っていきたいと思えます。最初に事務局が作成した資料の説明をお願いいたします。

(事務局)

対価に係る協議のあり方について、私から説明させていただきます。福祉有償運送にかかる対価の協議につきましては、従前、対価の変更が行われるときに経費の積算資料を提出いただいで審議していただいでまいりました。今年度、11月13日の協議会でごございましたけ

れども、経費の積算の中に、例えば車両の減価償却費であるとか、あるいは他事業と車を供用しているような場合については、他事業分と福祉有償運送にかかる分の按分計算みたいなものが必要でないかというようなご提案、ご意見がございました。それによりまして、事務局といたしまして、他の政令市のやり方を調査させていただきますとともに、事業所連絡会の皆さんでお作りいただきました、経費積算資料の案を参考といたしまして、今回経費積算書式の例を作成させていただいたところがございますので、それぞれ説明をさせていただきます。

資料1をご覧ください。政令市の照会結果の集計表でございます。協議会における対価の妥当性判断に関して、各市でどういうふうに行っているかという調査でございました。一番上の札幌市から一番下の福岡市まで20政令市でございます。初めにクエスションの1としまして、根拠資料の提出について、でございますが、提出を求めているのがさいたま市と新潟市の2市のみでございます。それ以外の都市は、経費の算出根拠資料の提出は求めていないという状況でございました。

次にクエスションの2でございます。対価の妥当性判断の際に何を根拠として判断しているかということでございますが、記載のとおり、まずはタクシーの上限の2分の1。単価そのものを見てタクシーの上限の2分の1の範囲内に入っていると認められれば、それで妥当と判断している市が14市ございました。

それから、同じくタクシー上限の2分の1の範囲内ということでございますが、その具体的なあり方として、上限金額を設定してその範囲内であれば妥当としている市が4市ございました。これが、合わせて18市でございますので、根拠資料を求めていない18市でございます。

それから、最後は根拠資料の提出をしているところは、先ほど言いましたさいたま市と新潟市でございますが、さいたま市につきましては、新規のとき、変更のときともにイレギュラーな料金体系を出してこられたときに、その収支見込み等の根拠資料を求めているということでございましたし、新潟市におきましては、対価変更の場合に収支見込み、あるいは経費や赤字額等の資料をご提出いただいているという状況でございます。

このようなことから、3つのやり方がございまして、1つは経費の根拠としては求めませんというところ。求めないのだけれども、上限は設定しますよというところ、それから必要により根拠資料の提出を求める、という3つのやり方があるという状況でございました。

続きまして、資料2をお願いいたします。この3つのやり方につきまして、協議の方法をどうしているのか、あるいはメリットは何か、デメリットは何かというような比較表がございます。初めに、経費の積算資料を求めない、なしの場合ですけれども、協議の方法としま

してはタクシー運賃の概ねは2分の1以内と認められれば、それでオッケーとしていますと。このメリットは、事業所の事務負担が少なくて済むということですが、デメリットとしましては、事業所の側で適正な対価設定ができていないのかどうかと、その辺の問題があるのかと。それから、協議会におきまして、協議の基準がやや不明確ではないかという部分があるかと思えます。ただし、この方法でやっているところが、20政令市中14市あるということになります。

次に、対価の上限を設定しますよというところですが、協議会におきまして、対価の上限金額を設定しまして、その範囲内であれば可としていると。この上限金額としまして、基本的にはタクシー上限運賃の概ね2分の1を目安にしているということですが、このやり方のメリットにつきましては、同じく事業所の事務負担が済むということと、さらに協議会における協議基準が明確になるということですが、デメリットとしましては、これによりまして、事業所の対価設定がこの上限金額まで上がってくること、誘導されるといいますか、そういったことも懸念されますので、利用者の負担増につながる恐れがあるか。この方法をとっている市は記載の4市でございます。

最後に経費の積算資料の提出でございますが、これにつきましては、協議方法は使用車両にかかる必要経費、燃料費、車両整備費、保険料、自動車税、減価償却費、人件費などの積算資料の提出を求めるということですが、メリットとしましては、これにより協議会における協議基準が明確になるということですが、デメリットとしましては、事業所の事務負担が少し大きくなるかという部分がございます。この方法をとっているのが、いずれも必要に応じてですが、さいたま市と新潟市の2市という結果でございます。

続きまして、資料3は、今ほどご紹介しました上限金額設定市の状況ということで、どのように上限金額を設定しているかということですが、まず、①が名古屋市の例でございます。名古屋市につきましては、運送の対価は上限金額1キロ210円。以降1キロごとに170円を加算。これが上限とされています。ちなみに、名古屋圏のタクシー運賃でございますが、普通車で初乗りが1.05キロまで450円、加算料金は235メートルごとに80円を加算となっております。そうしますと、初乗り450円ですので、2分の1としますと225円になりますし、加算料金は235メートルあたりですが、40円ということになります。その辺のタクシー料金等を協議会での上限の合意ラインの比較ということで、グラフとなっておりますが、初めに実線の太いグラフになっているのが、運営協議会の合意ラインの金額設定でございます。最初の1キロまでが210円というところで、1キロのところから加算となっておりまして、1キロごとに170円でございますので、右側いきまして2キロになりますと380円という福祉有償運送の対価になります。これに対しまして、タクシー料金の2分の

1の金額は、と申しますと、X軸におきましては、1.05キロのところでは225円になっておりますし、1.285キロのところでは265円、それから1.52キロでは305円、1.755キロでは345円、1.99キロでは385円ということで、いずれもタクシーの2分の1の金額以下の福祉有償運送の対価設定という意味でございます。このように、タクシー運賃の2分の1を若干下回る金額設定を上限にしているという例でございました。

②で、岡山市、北九州市、熊本市の例でございますが、基本的な考え方は名古屋市と同じでございます。ただ単価的には、初乗りと加算料金それぞれ岡山市が270円と加算が120円。北九州市は203円初乗りで加算は120円。熊本市はちょっと安くて初乗りが130円、加算も130円という状況でございました。

次に、この上限を設定することによって、各事業所の対価設定がこの上限金額に誘導されるのではないかという懸念もございましたので、その辺も調べさせていただきました。名古屋市では、13の事業所がある中で、上限金額を設定している事業所が7事業所ありまして、割合は54パーセント。岡山市は、25事業所すべてが上限金額を設定していて100パーセント。北九州市では9事業所のうち1事業所のみが上限金額を設定しておりますので、11パーセントで、残りの8事業所は別料金ということでございますが、北九州市は、事業所の中に社会福祉協議会がいらっしゃいまして、比較的安い対価設定をしているということですが、ほかの事業所も社会福祉協議会の対価にならって設定しているということで、北九州市だけがこの上限誘導が出ていないというような状況でございます。最後に熊本市は12事業所のうちの11事業所が上限に設定しており、上限設定割合92パーセント。このような状況から、上限金額を設定する場合、各事業所は上限金額を採用する方向になるのかという結果になりました。

以上が、政令市のやり方を調査した結果で、続きましては資料4でございます。こちらは、対価設定にかかる積算資料の案ということでございますが、まだ素案の段階でございますけれども、事業所連絡会の皆様方にいろいろご苦労いただきまして、素案をお作りいただきまして、それをまた私どもの事務局で加工させていただいた中身になってございます。

それでは、内容のご説明をいたします。

初めの表でございますが、走行距離でございます。福祉有償運送で走った距離A、それからこの車の総走行距離の割合が福祉有償運送走行割合ということでBになるかと思っておりますが、それぞれ車両A、B、Cと今3台の車両があることを想定させていただきました。それぞれの走行距離でございますが、合計欄で見ますと福祉有償運送の走行距離が4,330キロです。それから、総走行距離は、4万1,300キロですと。そうしますと、福祉有償運送で走った割合が10.5パーセントとなります。これにつきましては、一応1年間の走行距離数という設

定でございます。

続きまして、車両経費でございますけれども、車両経費といたしましては、燃料費、車両整備費、保険料、自動車税、減価償却費という項目でみております。それぞれ、算定金額を入れてございますが、あくまで架空の金額でございますので、金額の現実性につきましては、ご容赦いただきたいと存じます。初めに燃料費でございますが、合計欄をご覧くださいますと、3台合わせまして54万7千円。ガソリン代、全体の1年分、3台にかかるガソリン代の1年分ということです。続きまして、車両整備費でございますが、3台合わせて52万3千円。これは車検費用。車検費用は、2年車検であれば2年で割っていただくと。3年車検であれば、3で割っていただくということになるかと。それから、一般整備費ですとか、あるいは車両にかかる備品の購入費、1年間分を計上していただくということです。保険料につきましては、3台合わせて36万円。これは任意保険料の分でございます。自動車税、3台合わせて13万円。これも1年分の自動車税でございます。それから減価償却費でございますが、それぞれ35万、25万、50万と3台合わせて110万となりますが、こちらにつきましては、今回は10年償却で計算をさせていただいているという設定でございます。あるいは、先ほどございましたが、リースの場合はリース費用を計上するというところになるかと思っております。また、持ち込み車両につきましては、減価償却費は計上しないということになるかと思っております。

このような試算をいたしますと、車両経費の合計が3台合計で、266万円となりますので、266万円に先ほどの福祉有償運送走行割合の10.5パーセントをかけまして、さらに福祉有償走行距離4,330キロで割りますと、1キロあたりの経費が出てくるということで64円と計算されたところでございます。

続きまして下の表でございますが、今度は人件費でございます。職種あるいは総人件費、従事割合という区分でございますが、職員A、B、Cと、こちらでは3人の職員が従事している設定でございます。まず、職員Aにつきましては、運行管理責任者ということで、法人理事長、あるいは事業所長そのような方を想定いたしました。職員B、職員Cにつきましては、それぞれ運転を担われる方。職員の方という設定でございます。そうすると、まず運行管理責任者につきましては、理事長あるいは所長の分につきましては、管理職員でございます。基本的に、管理は福祉有償運送の管理責任者にはなっているのだけれども、それほどの業務時間を割いているわけではないという前提で、こちらの人件費は法人の判断として計上しないという設定をさせていただきました。される法人もあろうかと思っております。

続いて職員B、職員Cにつきましては、こちらの人件費は架空ですが、1人当たり300万とおかせていただきまして、これが年間総人件費という設定でございます。あと、次に従事

割合でございます。職員Bは5パーセント、職員Cは10パーセントと設定いたしました。この2人の総勤務時間におけます福祉有償運送業務時間と、運行日誌の中での運転時間というようなことで考えればよろしいのかというふうに思いました。そうしますと、人件費につきましては、合計で45万円となりますので、これを福祉有償運送の走行距離4,330キロで割りますと、1キロあたり人件費につきましては、104円かかっていますという計算になりまして、先ほどの車両経費分と人件費分の単価を合わせますと、福祉有償運送の1キロ当たりの必要経費が168円かかっていますという数字が算出されます。あと、設定対価でございますが、基本的には、168円よりも小さな金額、実費以下でございますので、小さな金額になる必要がある。この辺で、協議会でご協議いただくということになるということでございます。資料の説明につきましては、以上でございます。

(副会長)

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がございました。各政令市の状況や、それから今後のあり方で、1つは他都市同様に資料を求めないというやり方もあり、それから、資料は求めず、対価の上限だけを決めるというやり方もあると。それから新潟市のように経費の積算資料を求めている、こんな3つの方法があるのではないかとということもご説明いただきました。

それでは、まず資料につきまして、ご質問から受けたいと思いますので、何かご質問がございますでしょうか。

(鈴木久夫委員)

ハイヤータクシー協会鈴木です。大変貴重な資料、面倒かけて一生懸命やっていただいております。ありがとうございます。

上限についてはふられているところと、それからそれ以外のところと両方あるようですけれども。上限でなくて、やっているところについては、若干ばらついているかどうかという感触みたいなのはあったのでしょうか、対価での。結構新潟は、ばらついているように思いますけれども。上限設定ではなくて、やっているところは、聞いてなかったですかね。だいたい、おさまるところにおさまった、こんな感じ。

(事務局)

すみません。いわゆる、資料を求めずあるいは上限を設定していない都市の各事業所の単価設定がどのくらいになっているかという質問でございましたけれども、申し訳ないですが、各市の事業所の単価の状況は、調査項目に入っておりませんで、申し訳ございません。

(鈴木久夫委員)

電話かけたとかではなくて、資料で送ってやっています。

(事務局)

はい、調査票を送りまして。一部、疑義のあるところは電話でやりとりしていました。

(鈴木久夫委員)

話していれば、そこってどうですかとなったら、いろいろこうあってとか、なんかそういう感じが分かるかと思ったのですけれども。分かりました、結構です。

(事務局)

申し訳ございません。上限設定と、あるいはさいたま市のようなところは、電話をかけさせていただいたのですが、ほかの市はすみません。

(鈴木久夫委員)

それと、もう1件というか、これからいろいろ議論が出るのでしょうかけれども。この間、対価の話で、更新した場合はどうだということで、意外と久々にいろいろな議論が出ていい機会だったと思うのです。ちょうど、竹村首席もおられなかったので、みんなで勝手に推定しながらいろいろ。ただ、私どもの側からの考え方は、どちらかというと結構格安で頑張ってくれているので、事業を続けていくうえで大変なのではないだろうかという心配が中心で、同時に今回の皆さんは施設を伴っているので、これで利益を得ようということではないからたまたまそうですけれども、比較的、それとは関係なく進めた場合は、いっぱいもらえるものはもらおうと。それから、車のほうは、経費は節約してというようなことになっても困るなど。そうした場合、利用者の利便ということも困るというような感覚で話をしたので。特別おかしなことがあるのではないかという疑いでやったということではないということだけは、事前にお話したうえでまたいろいろな意見を出していただければと思います。

(副会長)

ありがとうございます。それでは、ほかにご質問ありますでしょうか。

佐藤委員、お願いいたします。

(佐藤委員)

太陽交通の佐藤です。この対価の設定について、以前からお話をさせていただいて、ちょっとはつきりさせたほうがいいのかということで、このようにすごくいい資料を作っていただいて、本当に分かりやすいものができたと思っております。

私の意見としては、福祉有償運送の登録ということが、この協議会の目的になっているはずなので、福祉有償ですから、結局、運送の対価を協議して認めるという協議会のはずなので、その設定の段階で、他社がこれくらいだから、うちもこれでやってみようというのは、コスト管理というかコスト意識がないので、本来正しい形ではないのかなと思います。ですので、以前から運送の対価についての、実際車両はどういうふうな価格でどれくらい使われ

ていてとか、燃料がどれくらいでとか、実際やはり費用がかかっていると思うのですよ。ですので、今回最後に資料4を出していただきましたけれども、こういうふうなもので、自分の団体の運送にかかるコスト意識というものをもってもらったほうが分かりやすいのかと思います。そうすると、例えば団体で所有している車両についても、その場合は100パーセントこちらで使う形になるのでしょうかけれども、持ち込みの方も、結局自分の車を出していただいたりということになるわけですから、それなりの手当に充てていただくということもできるのかと思います。

それで、調べていただいた結果、他の市を見てもらうと、よく分かると思うですけれども、やはり新潟市は安いという気がします。タクシーに比べれば、3分の1から4分の1程度です。この間も結局値上げの申請みたいなのがありましたので、結局苦しくなっていくことになるのではないかと思います。なので、しっかり自分の団体のコスト意識をもっていて、福祉有償ですから、それに見合った対価を設定していただければいいのかと。

ただ、この中で、按分の方法とか人件費の問題とかありますけど、正確な数字を出せとか資料を出せとか、そこまで求める必要はないかもしれません。ですので、こういったコスト管理をしっかりしていただいて、対価の設定をしてもらえれば、細かい資料の提出はいらないような気がします。

それから、資料2のほうで、分かりやすい比較表をいただきました。それで、今新潟のほうで、結局今は積算資料の提出が変更の段階なのですね。先ほど言いましたけれども、最初の設定があいまいだということが、まずよくないかと思います。ですので、経費の積算資料提出、少し堅い表現になっていますけど、しっかりコスト管理していただいたうえでの設定。簡素化したような積算資料みたいなのでいいと思いますけど。そのうえで、初期の運賃設定も、これから新規で登録される方はやっていただければいいのかと。そのうえで、デメリットであがっている事業所の事務負担。結局、この料金設定の管理とかいろいろ調べたりということなので、この資料4のようなフォーマットみたいなものを、これをだいたい当てはめていけば、自分のところの対価の設定ができますというものができれば、ここのデメリットはなくなるのかと思いますので、協議会で作成するようにすれば、これはクリアできるのかと思います。以上です。

(副会長)

ありがとうございました。

今、佐藤委員からは、それぞれの事業所がコスト意識、コスト管理のためにも積算資料が必要なのではないかと。ただ、積算資料については、資料4中の要素を、もう少しもんだほうがいいのかもしいかなということ。それから、初期設定ですか、そこも今後の検討事項で

はないかというご意見をいただいたかと思っております。

また、方向性につきましては、ご意見も今後いただきながら協議していきたくと思いますが、ほかに、まず資料についてのご質問がおありでしたら、先に事務局に聞いてみたいと思いますが、質問については皆さんいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今もご意見が出ましたけれども、これらの資料のように、今後、当協議会の対価に係る協議について、どのような方向でまとめていけばよいかという話し合いに移りたいと思います。意見交換にしていきたいと思っておりますので、引き続き、ご意見のある方どうぞお話し下さい。

(鈴木美津男委員)

私、事業所側のほうの代表ということで委員をさせていただいて、今ここに実際にほかの政令市との金額差を確認させていただいて、新潟市が、最初の私の聞くところによると、40円からスタートした部分で、事業所ごとに、ここ何年か上げてきている事業所がいるということで、それでも新潟市は40円で安いという中で、今話の中でもありましたけれども、福祉有償運送の協議会の決まりの規約の中に、ほかの政令市のように上限の金額を明文化して、その金額以下の中で、各事業所の事情を踏まえた金額を設定するというふうに明文化していただくと、各事業所は、当然、今佐藤委員が言われたように、このコストを出す基礎資料というもの、各事業所がやはり計算を入れた中で、自分のところの採算性というものがどのくらいかというのは、やはり事業所の努力としても、やっていったうえでの金額を各事業所がベースにして、最初の基礎単価をだせるようなしっかりした根拠ができていれば、経費の算出資料というのは、省ける部分ではないのかと思います。

ちゃんとした基準ベースから算出したキロ単価を出していけばいいのかと。その中で、明文化したタクシー料金の2分の1。新潟市で、キロ単価最高で150円でやられている事業所があるのかと思いますので、それが協議会の委員会の中で認可されている金額だとすれば、それをタクシー料金の半額かどうか分からないですけども、一つの目安として、それを上限にして、それを超えない金額で明文化してもらえると、ほかの事業所はコスト計算をしたうえで、各事業所の事情があると思うのですよ。例えばうちの場合は、児童、生徒が多いので、やはり高齢者の方になってくると、年金あるいは働いてきた部分の貯蓄等で金銭的には少し有利な部分がある。でも、児童の場合は特に結構幅がありまして、家族によって金銭的にさほど不自由さは感じていないご家庭と、母子家庭のようなご家庭になってくると、金銭的にだいぶ違ってくるので、例えばキロ40円でも高いという方もいらっしゃいますし、もっと上げてもいいという方もいらっしゃる方もいる。そのように、福祉有償をやっている事業所によって、利用者の環境が違うもので、一概に一律の金額は、ほかの政令市のような

かなか出しにくいと思うので、そこら辺は各事業所が自分のところの最低のコスト計算をしたうえで、利用者によって値段変えるというのは難しいと思うので、そのラインを事業所が判断して申請するという形になっていけばベストなのかというふうには感じているのですけれども。以上です。

(副会長)

ありがとうございます。事業所も、それぞれ利用者が対象の方はそれぞれでいらっしゃるということも踏まえて、現状新潟市では、上限の額を設定していないけれども、額を設定し、そして利用者の状況に合わせて、各事業所がその中で設定していくという幅を持たせる案もいかがというようなご意見だったかと思います。ありがとうございます。

ほかに、どうでしょうか。いかがでしょうか。

本日は、この場ですべて決定するというのではなく、皆様からいろいろご意見を伺う場としたいと思うのですが。例えば、積算資料を求めているところと求めていないところとあるようですが、この積算資料を求めるかどうかについては、皆さんはご意見いかがでしょうか。求めながらも、積算資料自体、もう少し精度の高いものにしたほうがいいのかというご意見もあったり、上限を設定すれば積算資料ももしかしたらいらないかもしれないのではないかとご意見もあるかもしれませんが、ここについては、皆さんご意見いかがでしょうか。

(竹村委員)

新潟運輸支局の竹村でございます。運賃と言わないです、有償運送の場合は運送の対価という言い方をしています。これはなぜかというと、本来、人を運ぶというのは公共交通機関の役割であると。バスやタクシー。ただ、地域によっては、バスを利用することができない。あるいは、タクシーはあっても福祉目的でご利用される方の専門的なアテンドができないということで利用できない。そういったときに、事業ではないのだけれども自家用車を使って人を運ぶことがオッケーですというように、平成 18 年に法改正によって認められたのがこの有償運送です。運送の対価のあり方で協議をすることは問題ではないのですけれども、協議会の中で協議する事案の一つとして運送の対価があるのですが、国土交通省はガイドラインの中で、通常タクシーを利用したときの半額程度という言い方をしています。だから上限というのであれば、まさにもうここで上限だというふうに言っています。ただ、私が県内あちこちの協議会をお邪魔して見ていると、なかなか維持が難しいということになっているのです。やはり運送の対価が適切でないために、ヘルパーが集まらない。あるいは車の維持管理も難しいということになっています。なので、今回こういう提案でもって、積算根拠を示して妥当な対価を取ろうとすることは、非常によいことだと思います。ここで一つ気をつけ

なければいけないのは、ガイドラインの中で言っていることですけれども、過重な負担を強いることによって協議が進まない、これは避けなければいけない。ガイドライン以外で、ルールを設けてしまうのはだめとは言っていないのですが、ローカルルールと言っていて、その地域、地域で特別なルールを持ち込むことによって協議が進まないとなると、これはよろしくないの、そこを踏まえたとえ、こういう積算を出すことは全然問題ないということで、協議会が決まるというのであれば、異論はないです。やはり福祉有償運送も継続していかなければならないものですから、その継続性の中では、この運送の対価は非常に大切ですので、今回こういうあり方を決めるのは、私個人的には賛成であります。

(副会長)

ありがとうございました。そのほかに、ご意見ありますでしょうか。

(事務局)

補足で説明させていただいて、よろしいでしょうか。

(副会長)

補足、お願いいたします。

(事務局)

資料4のことで補足だけ、させていただきます。

この資料を作成しているときに、私どもも勘違いしかけたのでございますが、対価設定にかかる積算資料という名前をつけましたけれども、一番下で168円という経費、単価が出てきて、それよりも少なく設定対価となっておりますが、これは経費を設定する資料ではなくて、この協議会でこの対価がこの運営指針に照らして妥当かどうかを判断する資料ということでございますので、168円と出てきたからといって、168円くらいの対価を設定するのだという資料ではなくて、実費としての上限は168円という確認をして、設定対価はいくらなのか、40円ですよ、60円ですよということであれば、実費の範囲内ですねということを確認する。協議のための資料ということですので、この資料を作ったからといって160円くらいの設定を行うと、こういうものではないということだけは補足説明させていただきます。

(副会長)

ありがとうございました。今、資料4について補足の説明がありました。実費の確認ということですので、168円、網掛けで強調してありますが、これでイコール対価ということではなく、これを実費の範囲内でやるものだとということでお示しいただいている資料だということですね。分かりました。そのようにご理解いただきたいと思えます。

いろいろな観点からご意見伺いましたけれども、そのほかいかがでしょうか。

(佐藤委員)

積算資料4を出していただきましたけれども、もう結構曖昧なものがいっぱいあるので、実際に人件費で従事割合5パーセントなのか10パーセントなのかも分からないのですから。

実際、運行している時間で見たらもう少し低いのかもしれないですけども。あとは、お給料の問題とかもありますから、ここはかなり変動して、実際、各事業所も自分のところでの数字を入れていただくと、もう少し低いかもしれません。何となく、そんな気がします。車両整備費も、多分もう少し低いと思うので、任意保険とかも。そういった面を出していただいて、それがタクシーの2分の1になるかどうかというところなのでしょうけれども、ならないような設定であれば、それは赤字といったことになるのでしょうかね、結果的には。それでいいのかどうかというのは、また別の議論かと思えますけれども。新潟であれば、タクシーの中型であれば初乗り1.3キロ630円ですので、名古屋のような運送の対価の設定をしようとするれば、初乗りですね、最初の1キロが、多分新潟だと240円。以降1キロごとに156円くらいが2分の1になっていますので、だいたいそんな感じでしょうか。

(副会長)

ありがとうございます。積算の資料については、まだ原案をお出しいただいたところですが、いろいろな要素で精度を上げていく必要もあるというご意見もあったかと思えます。資料1から4につきまして、ほかにご意見いかがでしょうか。

石井委員、お願いいたします。

(石井委員)

新潟ボランティア連絡会の石井です。協議会で、対価のこれを協議するのかと。これは、福祉有償運送をする側の話ではないのかという気がするのですが、ここで言うことはないのかという気がしました。

(副会長)

ありがとうございます。この点につきまして、事務局いかがでしょうか。ご説明があれば、お願いいたします。

(事務局)

福祉有償運送の対価につきましては、この協議会の場で合意がなされることが県への申請の条件となっていますので、この協議会でご審議をいただく必要があると。そのご審議をいただくための材料として、資料がどうあるべきなのかということでございます。

(副会長)

というご説明ですが、石井委員いかがでしょうか。お願いいたします。

(石井委員)

私は、運賃の2分の1であるかどうかだけでいいように思います。

(副会長)

もう少し、趣旨といいますか、重ねてご説明いただければありがたいのですが。

(石井委員)

それぞれに事情が違うので、ここで基準となるようなものは2分の1、それだけにして、あとは、それぞれの事情でうまく。この細かいものを出すのはいいと思うのですがけれども、本当にいい加減という言い方は悪いのですが、ボランティアもいくらにするか、30円くらいか、40円くらいかそんなものだと、そういう感じの決め方で結局赤字になって潰れてしまうので。その点では、こういうものが出てすごくいいとは思ったのですがけれども、協議会の場合では、半額以下、それでよいということで、あとはお任せしたらだめでしょうか。

(高橋委員)

全タク労働組合の高橋でございます。

今ほど、石井さんおっしゃって、私もそのとおりだと思うのです。別に、ここでいくらしろとか、やはり事業所ごといろいろな事情を抱えています。利用されている会員の方も、先ほど鈴木さん言っておられたとおり、お年寄りの方もいれば、いわゆる子どももいらっしゃると。そういった中での、事業所ごとの単価というものは、その事業所ごとで決めればいいことで。今、ずっと概ね2分の1が限度だと言っていますけど、新潟市におけるタクシーの運賃1キロいくらなのだと、それを実際出してもらったほうが早い話なのですよ、要は事務局のほうで、きちんと調べてもらい協会の鈴木さんもいらっしゃるし、タクシー会社の太陽交通の社長もいらっしゃるわけだから。今、新潟市におけるタクシーの1キロあたりの単価いくらなのかと。割り増しとか考えないで、日中のもので考えたときに、実際いくらなのか、というものを出示してもらった中で、それ以下にすればいいだけの話であって。それをいくりに設定するのは、利用者、事業所この辺の話し合いのすり合わせがしっかりできたところでの納得された利用者のほうの確認さえできれば、私どものほうとしては、別に認めざるを得ないのではないかと、いうふうに私は思います。

もう少し簡素化で簡単に考えて進めたほうが。コストを出さなければいけないようなとか、いくらかかるとか、運送事業でやっている事業所は、一社もないわけです。一事業所もないわけです。いわゆる普通に支援している中での、ボランティア的な一環としてやると。ただ、それが大幅に事業所の運営に変に負担をかけるということであっては困るということ、それを我々が助言していくべき運営協議会でないのかというふうに、私は思います。以上です。

(副会長)

ありがとうございます。佐藤委員、お願いいたします。

(佐藤委員)

勘違いされているのかと思うのですけれども、これは皆さんの対価の設定はいくらでもいいのです。それは、お客様が高い対価、利用料だと、うちの事業所、利用者が集まらないとかそういうのもあるでしょうし、それはいいのですけれども。しっかり、管理を把握しておかないと、大変なことになりますということを言いたいのです。

何度か値上げの申請があつて、何で値上げなのかという根拠がないところもあるので、そういうところはしっかりやったほうがいいですということです。そのうえで、これは極端な話、資料4は自分の団体のコスト管理に使えばいいということです。だから、それで赤字と言う、それでは値上げしようかと。そもそも管理していないで、有償運送の登録というのはそもそも間違っているかと、ということで問題提起したということなので、そこら辺だけはしっかり勘違いしないでいただきたいのです。以上です。

(竹村委員)

私も、佐藤委員と同じように捉えていたのです。これは、各事業所で自分のところはいくらにしようかと決めるべき話。ただ、冒頭にお話しましたのですけれども、県内の中でも継続ができなくなってやめるところが多いのです。そのときに、やはり対価ということが、あまり深く考えられていなかった。変えることもできるのに、それも分からなかった、というところがあるものですから、恐らく今回の提案というのは、そういったことをまず防いでいきましょうということで、それぞれの団体の中でのコストを再チェック、再点検をしたうえで、タクシーの2分の1におさまっていればいいですというお話のために、このお話があつたかと思っていますので、そういうことであれば、全然私は問題ないですということです。

(鈴木久夫委員)

竹村首席と同じというか、有償運送のそもそもの成り立ちというか、考え方を整理すればそういうことで、これで利益を得るなんてわけにはいかないのです、そういう意味では赤字なのです。本来であれば、自分の事業に付随するものについては無料で運んでいて。あるいは、無償であれば、これは誰がやってもいいわけなのですけど、有償というところに制約がかかっています。ただ、そうは言っても、とにかく安ければよいのかと言ったら、必要以上の負担がかかるので、その対価の中身は、最低あげたものは対価として認められるでしょうと。それを積み上げて、それでも利用者のバランスからするともう少し下げて、そこまでいかなくてもいいですという選択と、あるいは、そこまでは認めて下さいという選択をそれぞれしていただくということで、それで各事業所の方針だとかがよく分かるわけです。

それと、先ほど2分の1と言ったのは、これは逆に2分の1がいくらかということは特に分かってなければいけないわけで。今までは、2分の1なんて考える必要のないほど、1社を除いては、あって。考える必要もないわけです。もしかするとなんていうようなレベルでしたので。ただ、これを積み上げると2分の1を超える可能性も出てくるので。それはしっかりしたものを出しておいて、でも残念ながら、仮に経費だけれども、こういう経費は認めるわけにはいかないもので、同額か下げて下さいということなので、そうするとコスト管理もできるし、持続的に運営もできるし。我々は、ほかよりは高いのではないかというつもりも全くなくて。

そもそも2分の1が高すぎるのではないかという、タクシー業界としては、いちゃもんもつけすぎたということも全国的にはあるようですけども、少なくとも新潟ではそういうつもりはないので、認められている2分の1まで利用者がオッケーで、事業所もその方向でいくというのであれば、それはそれで結構だと思いますが、やはりこういうものですよということを明確にしておいて、それを1つ1つ疑うわけではないのだけれども、分かりやすくして、皆さんの目に触れていたほうがいいのではないかということで、だいたいこんなものを作れば分かりやすいと。それぞれに任せるのも、作るのが大変だろうから。もちろん、自分でこれの趣旨で作っていたら、それはそれでいいのですけれども。そういう形ですので、あまり、深く考えるというか、そうしたほうが皆さんその後も納得して、それぞれここへ大勢集まっている皆さんは納得したうえで、できるのではないかと思いますので、事務局が進めた方向で一番いいものを模索していく、ということにさせていただければということだと思います。

(副会長)

ありがとうございます。やはり、皆さん委員の方の思いも伺いますと、せっかく有償運送を始めていただきましたけれども、それが費用負担の部分で、事業所の負担が大きくなってしまって途中で継続ができないというような状況は本当に避けたいのだという思い。せっかく、利用者の方にあるのだから、です所以对価をどうしていくかという、そこの思いは確認ができたのかと思っております。

一方、事業者としても、やはりそういう状態を起こさないようにコスト管理をすると、コスト意識をもつということも大事なのではないかというご指摘もいただいたかと思っております。

もう1点、タクシーの上限の概ね2分の1とありますが、それが一体いくらなのかということも明示することもあってもいいのかもしれない、というご意見もあったかと思っております。

ほかに、どうでしょうか。まだ、ご意見おありでしょうか。

ありがとうございます。かなり意見をいただいたかと思いますが、事務局に伺いますが、いかがでしょうか。もう少し、例えば資料を求めたほうがいいのかとか、それから経費の積算の資料をまとめるのであれば内容をどうするかとか、そういったご意見をこの場で伺ったほうがよろしいでしょうか。それとも、今のようなご意見で、事務局でもう1回もんでいただくという方向でよろしいでしょうか。

(事務局)

ありがとうございました。タクシー料金2分の1につきましては、名古屋市みたいなタクシー料金の2分の1のグラフみたいな形で、今度作りたいと思いますし、そうしますと事業者の具体的な料金をあてはめた場合、グラフを超えるのか超えないのかすぐ分かるようになるのかと思います。

あと、資料4につきましては、今素案として作ったレベルで、ご指摘のようにまだまだ曖昧な部分もございますので、できましたらもう少し精度もあげて、あるいははっきりさせて、さらには記載要領と言うのでしょうか、経費計上の定義付けと言うのでしょうか、マニュアルみたいなものも一緒に作って、もう少し具体的な形にして、さらにはそれを実際事業所の皆さま方にお見せして、作成可能かどうかも含めてご意見いただいたうえで、できましたらそんな形で次回の協議会に再度あげさせていただければというふうにも思うのですが、いかがでしょうか。

(副会長)

ありがとうございます。今、ご説明がありましたように、皆さまからのご意見を反映させていただいて、事務局でもう一度積算資料の案、それから方向性についてまとめていただき、次回の協議会でもう一度、皆さまにお諮りしたいということですが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、本日予定しておりました議事はここまでといたしますので、事務局から今後の予定についてお願いをします。

(鈴木久夫委員)

お願いといいますか、知っていただきたいことがあります。その前に、先ほど協議1のところ質問しようかしまいかと思っているうちにあれでしたけれども。2のほうで、福祉車両ということで、8ナンバーの車椅子移動車が入っていたのですが、協議1のほうの、福祉車両1両というのはどれのことだったのか聞きそびれてしまいましたので、分かったら教えてもらいたい。それから私の言おうとした趣旨はこういうことです。前にもお願いしていたのですが、新潟市の方針で委員数の削減と女性活用ということで私から女性課長に交代した

ので、その後のことは分かりませんが。

実は、今言った福祉車両というのが非常に重要といたしますが、国のほうでも一定の目標を決めて、ユニバーサルデザインタクシー（以下、UDタクシー）も含めてですけれども、増やそうと。今度、バスやタクシーなどの公共交通事業者には福祉車両の導入など計画づくりを義務化することになるようですけれども、いずれにしても、福祉タクシーあるいはUDタクシーというのは、非常に大切な車だというふうに私どもも自覚しているのです。その福祉タクシー、UDタクシーに国の補助制度があって、福祉タクシーであれば60万、あるいは、ものによっては80万、あるいはUDタクシーも、日産のNV200とセレナ、それからトヨタのジャパンタクシーということで3車種あるのですけれども、それについても60万の国の補助があるのです。

一方、自治体のほうでは、福祉タクシーは大事だ、あるいはUDタクシーもいいということはあるのだけれども、率先して進めているというか、ぜひタクシー業者さんもよろしくという、例えば長岡市地域公共交通協議会では導入計画の審議は行っているのですけれども、補助の対象には一切入っていないのです。

こういう大切なもので、多分入れた方もびんときていると思いますけれども、やはり福祉車両というのは、非常に車両費も高くて、タクシー事業者からいうと、大切なことだから努力して入れているのだけれども、決定的には不足していて、それからやはり目的が絞られるものですから、UDタクシーは少し違いますけれども、そうするとなかなか費用が出てこないみたいな形になっているのだけれども、でも頑張りたいということで、頑張りたい際には、やはり自治体のほうも、私どもも応援しています、これは必要ですよ、というようなことで応援をしていただければと思います。

そこで、国の補助金を出す際にも、協議会の認定といたしますが、承認がいますけれども。これは、福祉有償運送運営協議会でも、あるいは地域公共交通会議でも、どちらでも自治体のほうは選択できるのですけれども、たまたまここは地域公共交通会議のほうを選定することに、それを扱うことになっているのですが、でもやはり福祉を所管・監督され、いちばん関心をもって、また事業所の皆さんも自分のところでまかなっているけれども、青ナンバーだつてあれば時には使いたいという方もおられると思うのです。そうすると、我々法人と福祉限定事業者も一生懸命入れようとするのに、やはり後押しをする形で、金額なんかあまり問いませんけれども、わずかでもバックアップしていただければありがたいということで、こちらで決めることではないけれども、向こうから働きかけがあったりとか、あるいは共通で市全体でお話し合いするような際には、福祉部署からは、ぜひそういうことをよろしく検討して下さいというようなことを言っていただければありがたいと。

明日、新潟市地域公共交通会議もあって、そこでも話すつもりです。ただし、同会議の協議の場で審議されていないようです。そういうことで新潟市地域公共交通会議は書面持ち回り審査にて行っているところです。書面審査の際には、横に意見を書く欄があるのだけでも、書面の様式も、賛成同意するか、認めませんというときに認めない理由を書く欄なものですから、多分皆さん意見があっても書けないような感じになっていますので、この様式も変えてもらおうとは思っていますけれども、いずれ、そういう形で、少しでもご理解が進めば、私どもも一生懸命頑張りたいと思いますので、ご理解ください。

また、新潟市は今財政問題で大変だということがあって、あまり大きい声では言えないのですけれども、運転免許返納については、私どもも協力させていただいています。事業者の持ち出しで1割引にさせていただいているのですけれども。市当局からは返納時に1万円の交通券の支給をさせていただいていますが、その辺の支援のほうも、長く続くかどうか分からないような状況にあって。それは財政もあるから、ほかの効果的なことをしてもらうことになると思います。ただタクシー事業者からすると少しでも応援していただくというのがあれば、励みになるということが一つ。具体的に言うと、ユニバーサル、先ほど言ったジャパンタクシー。これは、どなたにも優しい車ですから、車椅子も積めるしということで福祉の一環であるわけですが、同時に、いろいろな国から来る方を観光や商用などで乗せるということも可能なのです。ただ、国土交通省も希望が多くて予算枠が狭いのです。非常に狭いのだけでも、ただ市なり、県なりが支援してくれているということになると、審査対象の枠が広がることになるので、そういう意味でのことも含めて、政令指定市の新潟市は全県に対する影響も極めて大きいものですから、そういうことも頭のどこかへ入れておいていただいて、ぜひ福祉タクシー、UDタクシーの普及についてご支援いただければありがたいと思います。こちらの話を長くしすぎましたけれども、頑張っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(副会長)

ありがとうございます。

それでは、事務局から、今後の予定についてお話をお願いいたします。

(事務局)

本日は、ご審議いただきありがとうございます。今回、協議が調った団体については協議が調った旨の文書が事務局より発行されますので、県への登録手続きを行っていただきます。また、対価に係る協議のあり方につきましては、先ほども申し上げましたとおり、事務局のほうで今回のご意見を踏まえて、再度案を作成しまして次回の協議会で整理させていただきたいと思います。

本日の資料につきましては、個人情報が含まれている部分がございますので、持ち帰らずそのまま机上に置いていって下さいますよう、お願いいたします。

それでは、最後に課長から一言申し上げます。

(福祉総務課長)

皆さん、本日は対価の協議のあり方につきまして、様々なご意見いただきまして、どうもありがとうございました。精度を上げさせていただいて、次回お示しをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

本日は、どうもありがとうございました。事業所の皆さん、どうもありがとうございました。

この協議会ですが、今年度最後の開催となりますが、委員の皆さまの任期がこの3月末となっておりますので、この協議会のご出席がもしかしたら今日で最後となる方もいらっしゃるかもしれませんので、少し早いのですが、この場で委員の皆さまに新潟市の福祉有償運送に多大なご協力を賜りましたことに御礼を申しあげさせていただきます。どうもありがとうございました。改めて、後任の推薦をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

次回の協議会開催は、6月あるいは7月になるかもしれませんが、そのあたりで予定をしておりますので、どうぞよろしくお願いたします。どうもありがとうございました。